

札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金交付要綱

(平成 29 年 3 月 1 日 子ども未来局長決裁)

一部改正 令和 6 年 3 月 14 日

(趣 旨)

第1条 この事業は、保育士資格の取得を支援し、幼保連携型認定こども園等における保育教諭等の人材の確保を図ることにより、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とし、実施に当たっては、「保育士資格取得支援事業実施要綱」(平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 11 号「保育士資格取得支援事業の実施について」の別紙)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 7 条および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 2 条第 7 号に規定する施設をいう。
- (2) 養成施設 法第 18 条の 6 に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- (3) 特例制度 「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局長通知)別表の②及び③により保育士資格を取得する制度をいう。
- (4) 設置事業者 札幌市内に所在地のある、同項第 1 号に掲げる幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)の設置者をいう。
- (5) 補助事業者 前号に掲げる設置事業者のうち、本要綱に基づく補助金の交付決定または交付を受けた者をいう。
- (6) 幼児教育従事者 設置事業者が現に雇用している、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有していない者で、以下の全ての要件を満たす者をいう。
 - ① 特例制度により保育士資格を取得すること。
 - ② 養成施設において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 6 条の 11 の 2 の規定により、保育士資格を取得すること。
 - ③ 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同主旨の事業による貸付や助成等を受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象事業は、以下のとおりとする。

- (1) 幼児教育従事者の保育士資格取得のための養成施設の受講料等について支援する事業。
- (2) 幼児教育従事者が保育士資格取得のために養成施設で受講している期間において、補助事業者が雇い上げた代替職員の人件費等について支援する事業。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は以下のとおりとする。

- (1) 幼児教育従事者の養成施設受講料等

- ① 入学料(養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料で、養成施設の長が証明するもの)
- ② 受講料(面接授業料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む)で、養成施設の長が証明するもの)
- ③ 上記①②に係る消費税

(2) 第3条第2項に定める代替職員の雇上費

代替職員の雇上費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等)

(事業計画書の提出)

第5条 設置事業者は、この要綱に基づく事業の実施にあたり、保育士資格取得支援事業実施計画書(様式1)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。なお、実施計画書を提出することができる期間は、次項に定める受講開始日の属する年度の末日までとする。

- (1) 受講者の在職証明書(様式2)
- (2) 受講者が養成施設に在学していることが確認できる書類(在学証明書等)
- (3) 代替保育士の在職証明書(様式2)
- (4) 幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設においては、移行を予定していることが確認できる書類(理事会議事録等)

2 前項に定める受講開始日とは、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日とする。

(事業計画の承認)

第6条 市長は、前条の事業計画を認定するときは、設置事業者に対し札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 計画認定通知書(様式3)により通知する。

2 前条の事業計画を認定しないときは、その理由を記載した上で設置事業者に対し札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 計画不認定通知書(様式4)により通知する。

(事業計画の変更の申請及び承認)

第7条 設置事業者は、事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに保育士資格取得支援事業実施計画書(様式1)および変更内容に係る書類を添えて市長に提出し、その認定を得なければならない。

2 市長は、前項の申請について認定するときは、札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 計画認定通知書(様式3)により通知する。

3 市長は、第1項の申請について不認定とするときは、札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 計画不認定通知書(様式4)により通知する。

(事業計画の取下げ)

第8条 設置事業者は、事業計画の内容を取下げしようとするときは、速やかに保育士資格取得支援事業実施計画書(様式1)にその旨を記載し、市長に提出するものとする。

(実績報告及び交付申請)

第9条 設置事業者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金交付申請書(様式5)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。なお、交付申請書を提出することができる期間は、幼児教育従事者が保育士証の交付を受けた後、設置事業者に勤務を開始した日の属する月の末日までとする。

- (1) 保育士資格取得支援事業完了報告書(様式6)
- (2) 受講者の在職証明書(様式2)

- (3) 受講者の保育士証の写し
- (4) 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- (5) 代替職員の在職証明書(様式2)
- (6) 幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設においては、移行を予定していることが確認できる書類(理事会議事録等)

(交付決定)

第10条 市長は、前条に定める保育士資格取得支援事業完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金額を決定し、札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金交付決定通知書(様式7)により設置事業者へに通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた設置事業者は、当該交付申請に係る書面を整理保管しなければならない。

3 市長は、前条に定める保育士資格取得支援事業完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当ではないと認めるときは、その理由を記載した上で保育士資格取得支援事業費補助金不交付決定通知書(様式8)により設置事業者へに通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 法令またはこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が補助することを不相当と認めたとき

2 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の額)

第12条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が決定する。

2 第3条第1項の事業に係る補助金については、第4条第1項に定める補助対象経費の1/2を、上限100千円の範囲において交付する。

3 第3条第2項の事業に係る補助金については、第4条第2項に定める補助対象経費の全額を、一日当たり上限7,440円の範囲において交付する。

4 算定した補助金に端数が生じた場合、1円以下を切り捨てて10円単位とする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、第11条に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助事業者は、第11条第1項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌

日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

- 3 市長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第 15 条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(立入調査等)

第 16 条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定に基づき、補助事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこと。

(調査等)

第 17 条 市長は、事業の実施状況及び収支の状況について、必要に応じて補助事業者より報告を求めることができる。

(関係書類の保存期間)

第 18 条 補助事業者は、事業の実施に当たっての関係書類を、最低5年間保存しなければならない。

(委 任)

第 19 条 この要綱の実施に当たり、その他の必要な事項は支援制度担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年3月1日から施行し、平成 28 年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月 14 日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式1

保育士資格取得支援事業実施計画書

(あて先) 札幌市長

年 月 日

施設所在地
施設名称
代表者 役職・氏名

対象となる事業	札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業		
申請種別	新規・変更・取下		
施設名			
施設所在地	(〒 -)		
電話番号	() -		
フリガナ		生年月日	年 月 日
受講者の氏名		年齢	(歳)
養成施設名			
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 受講開始日(入学決定日): 年 月 日		
保育実習や面接授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日		
受講に要する費用	入学料 円、授業料 円、合計 円		
保育士修学資金貸付事業等、類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業、教育訓練給付等類似事業の貸付等を受けている・受けていない		
フリガナ		生年月日	年 月 日
代替保育士等の氏名※		年齢	(歳)
代替保育士等の雇用見込期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
(備考)			

※ 代替保育士等が確定していない場合は、氏名欄に「別途配置予定」と記入し、確定次第速やかに届出してください。

在 職 証 明 書

(あて先) 札幌市長

年 月 日

施設所在地
施設名称
代表者 役職・氏名

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日生
採用年月日	年 月 日
雇用形態	<input type="checkbox"/> (1)正規雇用 <input type="checkbox"/> (2)臨時雇用 <input type="checkbox"/> (3)パート雇用 <input type="checkbox"/> (4)その他() ※ (2)～(4)の場合 雇用期間[<input type="checkbox"/> 期間の定めなし <input type="checkbox"/> 年 月まで(更新→あり・なし)
勤務場所	
業務の内容	
勤務日数 (下記注1参照)	1週 日勤務 (休業日: 曜日) 、 1ヵ月 日勤務
勤務時間 (下記注2参照)	<input type="checkbox"/> 時間固定勤務の場合⇒ 時 分から 時 分まで (休憩時間含む労働契約上の時間) (時間数) 1週当たり 時間 分 1ヵ月当たり 時間 分 <input type="checkbox"/> 時間変動勤務の場合⇒以下に勤務パターンを記入 ① 時 分から 時 分まで ② 時 分から 時 分まで ③ 時 分から 時 分まで ④ 時 分から 時 分まで その他: (時間数) 1週当たり 時間 分 1ヵ月当たり 時間 分

(注1) 1週あたり労働日数及び1ヵ月あたり労働日数は労働契約書上の日数を記入してください。
1ヵ月あたり労働日数が定められていない場合、4週あたり労働日数を記入してください。

(注2) 勤務時間、1週の勤務時間数及び1ヵ月の勤務時間数を記入してください。
シフト制などで、「△時△分から△時△分まで」という定型的な勤務時間が5つ以上ある場合は、余白や別の紙を使用し記入してください。

(施設所在地)
(施設名称)
(代表者 役職・氏名)

札幌市長

札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 計画認定通知書

年 月 日付で提出のあった保育士資格取得支援事業実施計画書については、下記のとおり認定することとしましたので通知します。

記

1 補助の目的及び対象となる事業

保育士資格の取得を支援し、幼保連携型認定こども園等における保育教諭等の人材の確保を図ることにより、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とし、当該補助を実施する。

2 認定内容

種 別：新規・変更・取下

受講者氏名：

養成施設名：

受講期間： 年 月 日～ 年 月 日

3 交付申請について

設置事業者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金交付申請書（様式5）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。なお、交付申請書を提出することができる期間は、幼児教育従事者(受講者)が保育士証の交付を受けた後、設置事業者に勤務を開始した日から1年を経過する日の属する年度の末日までとする。

- (1) 保育士資格取得支援事業完了報告書（様式6）
- (2) 受講者の在職証明書（様式2）
- (3) 受講者の保育士証の写し
- (4) 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- (5) 代替職員の在職証明書（様式2）
- (6) 幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設においては、移行を予定していることが確認できる書類（理事会議事録等）

様式4

第 号
年(年) 月 日

(施設所在地)
(施設名称)
(代表者 役職・氏名)

札幌市長

札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 計画不認定通知書

年 月 日付で提出のあった保育士資格取得支援事業実施計画書については、下記の理由により認定できませんので通知します。

記

1 補助の目的及び対象となる事業

保育士資格の取得を支援し、幼保連携型認定こども園等における保育教諭等の人材の確保を図ることにより、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とし、当該補助を実施する。

2 不認定の理由

(あて先)札幌市長

施設所在地
施設名称
代表者 役職・氏名

札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり関係書類を添えて交付を申請します。

当該補助金の交付については、事前に札幌市に届け出ている債権者情報(口座情報等)への支払いを希望します。

記

1 補助対象施設名 _____

2 補助対象事業費 _____円

3 補助金交付申請額 _____円

4 添付書類

- (1) 保育士資格取得支援事業完了報告書(様式6)
- (2) 受講者の在職証明書(様式2)
- (3) 受講者の保育士証の写し
- (4) 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- (5) 代替保育士の在職証明書(様式2)
- (6) 幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設においては、移行を予定していることが確認できる書類(理事会議事録等)
- (7) その他の書類

様式6

保育士資格取得支援事業完了報告書

(あて先) 札幌市長

年 月 日

施設所在地
施設名称
代表者 役職・氏名

対象となる事業	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業		
施設名			
施設所在地	(〒 -)		
電話番号	() -		
フリガナ		生年月日	年 月 日
受講者の氏名		年齢	(歳)
養成施設名			
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 受講開始日(入学決定日): 年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
保育実習や面接授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日		
受講に要する費用	入学料 円、授業料 円、合計 円		
保育士修学資金貸付事業等、類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業、教育訓練給付等類似事業の貸付等を受けている ・ 受けていない		
フリガナ		生年月日	年 月 日
代替保育士等の氏名※		年齢	(歳)
代替保育士等の雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
代替保育士等に要した雇上費(総額)	円 ※雇上費は、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等とする。		
(備考)			

(施設所在地)
(施設名称)
(代表者 役職・氏名)

札幌市長

札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助の目的及び対象となる事業

保育士資格の取得を支援し、幼保連携型認定こども園等における保育教諭等の人材の確保を図ることにより、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とし、当該補助を実施する。

2 補助金額は、次のとおりとする。

補助金額 金 _____円

(留意事項)

- 1 補助金の請求の際には、本書の写を添付すること。
- 2 補助条件は、次のとおりとする。
 - (1) 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
 - (2) 補助金は、目的以外に使用しないこと。
- 3 補助条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき等は、補助を取消し、もしくは補助決定額を減じ既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 4 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 号第 2 項の規定により、随時状況の調査を行い又は必要事項について報告を求めることがある。

(施設所在地)
(施設名称)
(代表者 役職・氏名)

札幌市長

札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金については、下記の理由により交付することができませんので通知します。

記

1 補助の目的及び対象となる事業

保育士資格の取得を支援し、幼保連携型認定こども園等における保育教諭等の人材の確保を図ることにより、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とし、当該補助を実施する。

2 不交付の理由